

平成 2 6 年 6 月 議 会
第 4 委 員 会 報 告 資 料

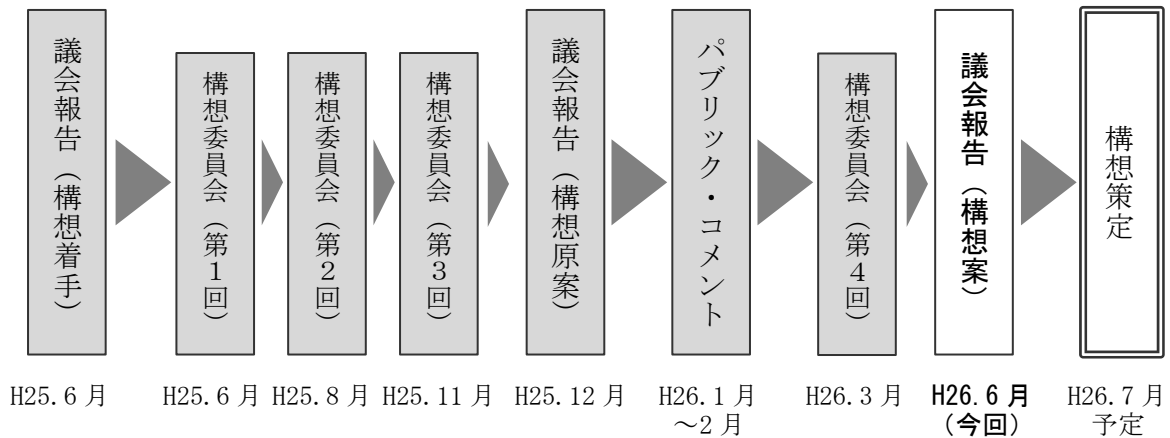
セントラルパーク構想案について

平成 2 6 年 6 月 2 6 日

住 宅 都 市 局

I 策定の流れと意見募集の実施結果について

1. 策定の流れについて



2. 意見募集の実施結果について(概要)

(1) 実施目的

「セントラルパーク構想」の策定にあたり、構想委員会での議論を踏まえてとりまとめた構想原案に、県民・市民等の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続きによって意見募集を実施した。

(2) 実施機関

福岡県、福岡市

(3) 公表・意見募集期間

ア. 公表期間 : 平成25年12月20日から平成26年2月4日まで(42日間)

イ. 意見募集期間: 平成26年1月6日から平成26年2月4日まで(30日間)

(4) 実施方法

① 構想原案の公表方法

構想原案について、下記の場所で縦覧・配布を行うとともに、福岡県及び福岡市のホームページにも掲載した。

(福岡県) 県民情報センター、北九州・筑後・筑豊・京築県民情報コーナー

(福岡市) みどり政策課、情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所

② 意見募集の周知方法

ア. 広報誌による周知(福岡県だより、市政だより)

イ. インターネットによる周知(福岡県及び福岡市ホームページ)

ウ. 新聞広告による周知

エ. テレビを活用した周知(テレビCM放映、テレビ番組内での告知)

オ. デジタルサイネージを活用した周知(ソラリアビジョン、市役所1階)

カ. 現地(大濠公園、舞鶴公園)での周知

③ 意見の提出方法

意見提出用紙を構想原案の縦覧・配布場所で配布するとともに、ホームページに掲載し、縦覧・配布場所において、書面提出、郵便、FAX、電子メールによって意見を受け付けた。

また、現地において、周知とあわせて意見提出用紙を配布し、意見を受け付けた。

(5) 意見の提出状況

ア. 意見提出者数 ・ ・ ・ ・ ・ 6 1 4 名

イ. 意見総数 ・ ・ ・ 1, 3 4 2 件

(6) 主な意見

構想原案に対して全般にわたり意見が寄せられたが、主なものは以下に記載のとおり。

①構想全般について ・ ・ ・ 9 7 件

- ・ 構想への賛意や応援の意見。構想の早期実現をしてほしい。
- ・ 今のままで十分、満足である。構想に反対である。
- ・ 構想の検討・推進体制の確立や充実をすべき。また、住民が参加しないと成功しない。
- ・ 公園名称についての提案意見。

など

②「セントラルパーク構想」の前提 ・ ・ ・ 1 8 件

- ・ ニューヨークのセントラルパークみたいにしてほしい。
- ・ 対象エリアに南公園や西公園等も加えるべき。

など

③基本理念と構想の方向性 ・ ・ ・ 8 6 件

- ・ 市民のための公園にしてほしい。また、両公園それぞれの良さを活かしてほしい。
- ・ 構想の目的や他エリアとの個性の違いを明確にすべき。
- ・ 人工的なものは造らず、自然を残してほしい。
- ・ 観光地としても紹介できるような場にしてほしい。

など

④空間をつなぐ方針（方向性ごとの整備の方針） ・ ・ ・ 3 2 0 件

- ・ 両公園を一体化し、行き来しやすくしてほしい。
- ・ 散策路、ジョギングコース、サイクリングコースの充実やそれぞれのコース区分をしてほしい。
- ・ 両公園間の視認性を向上してほしい。
- ・ 舞鶴公園線を地下にしてほしい。東西を一体化する歩道橋をかけてほしい。
- ・ 構造物のデザインを統一してほしい。
- ・ 案内や説明をわかりやすくし、情報発信やPRをすべき。
- ・ ユニバーサルデザインやバリアフリー、安全安心な公園にしてほしい。
- ・ ペット、ゴミ、自転車など公園利用のマナーの改善を。
- ・ 城内住宅の移転を促進してほしい。
- ・ 運動施設（特に平和台陸上競技場）の移転に関する賛成・反対の意見。
- ・ 防災機能を向上してほしい。
- ・ 自然環境に与える影響の評価をすべき。また、生物多様性の保全への配慮が必要。
- ・ 池、堀の水質の改善や、水辺を活かした環境整備をしてほしい。

など

⑤時をたどる方針（方向性ごとの整備の方針） ・ ・ ・ 7 7 件

- ・ 鴻臚館跡を復元してほしい。
- ・ 福岡城跡（特に天守閣）の復元に関する賛成・反対の意見。
- ・ 樹木類の適正管理や修景・再整備による見所づくりに関する賛成・反対の意見。

など

⑥にぎわいをつくる方針（方向性ごとの整備の方針）・・・655件

- ・公園への交通アクセスの充実をしてほしい。
- ・駐車場・駐輪場の確保と、駐車場の利用環境整備をしてほしい。
- ・芸術文化機能の充実や、音楽スペースを確保してほしい。
- ・動物園や遊園地をつくってほしい。
- ・子供や多世代が遊べるようにしてほしい。子供の施設はつくらなくていい。
- ・ドッグランがほしい。
- ・ベンチ、休憩施設、トイレを増やしてほしい。また、トイレの環境整備をしてほしい。
- ・飲食店、物販店舗、託児施設、コインロッカー、シャワー室等を設置してほしい。
- ・店舗はこれ以上ないほうがいい。
- ・様々な活動に使える広場を整備してほしい。
- ・花や緑、サクラを増やしてほしい。
- ・ボートを残して、増やしてほしい。
- ・施設利用の割引サービスや、レンタルサービスをしてほしい。
- ・様々なイベントを開催してほしい。

など

⑦みんなで育てる方針（方向性ごとの整備の方針）・・・75件

- ・公園財源の確保についての意見。
- ・周辺に宿泊施設があったらいい。
- ・管理運営体制の一元化や、民間管理に対する意見。
- ・日常の清掃や管理（虫対策やごみ箱）、ホームレス対応についての意見。
- ・緑化による回遊性向上や、公園の景観に配慮した街並みの形成をしてほしい。

など

⑧段階的な整備の方針・・・2件

- ・2020年の東京五輪までに出来ることをカタチにすべき。

など

⑨セントラルパーク構想図・・・0件

⑩その他・・・12件

(7) 意見への対応状況

ア. 意見の趣旨を踏まえ原案を修正するもの・・・758件

<主な修正内容>

- ・対象エリアについて、周辺に視野を広げて検討する旨を追記。
- ・整備に向けての考え方に、国外にも目を向けていることを追記。
- ・豊かな自然が残された場所であることや、生物多様性に配慮する旨を追記。
- ・安全安心に配慮した空間づくりに取り組む旨を追記。
- ・一体的な情報発信の項目を新たに設け、記載を分かりやすく修正。
- ・公園利用のマナーの向上や、水辺を楽しめる環境づくりに取り組む旨を追記。
- ・公園への交通アクセスの向上や、駐車しやすい利用環境整備に取り組む旨を追記。
- ・様々な利用者の利便性やニーズに配慮して便益施設や広場空間を確保する旨を追記。

など

イ. 原案を変えないもの・・・227件

ウ. 意見の趣旨が既に記述してあるもの・・・204件

エ. その他・・・153件

計1,342件

Ⅱ セントラルパーク構想（案）の概要

1. セントラルパーク構想の前提

(1) 目的

福岡県・福岡市の総合計画が目指す姿の実現に向かうひとつの取り組みとして、大濠公園と舞鶴公園の一体的な活用を図り、県民・市民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となり、人々に感動を与えるような公園づくりを目指すもの。



(2) 対象範囲

大濠公園と舞鶴公園、及びその周辺

2. 基本理念と構想の方向性

(1) 基本理念

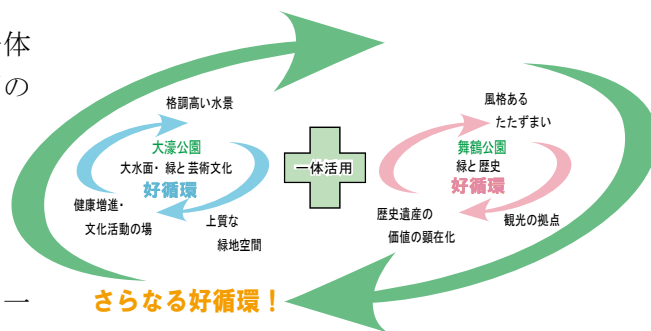
福岡を代表する個性を有する二つの公園が真に一体化することによって、時・人・まちをつなぎ、福岡の都市と文化を物語る場所となることを目指し

時をわたり、人をつなごう。

～未来へつながる福岡のシンボルへ～

を基本理念として掲げる。

また、両公園が持つそれぞれの個性を磨き上げ、一体活用を図り、さらなる好循環を生み出していく。



(2) 基本的な方向性

- ①大濠公園・舞鶴公園一帯の空間をつなぎ、一体感のある緑地空間づくり
- ②福岡にしかない重層的な歴史資源を活かし、福岡二千年の時をたどる空間づくり
- ③観光集客機能の向上によるにぎわいをつくり、都市の活性化につなげる拠点づくり
- ④「まちの公園」から「公園のまち」へ展開し、みんなで育てる公園づくり

(3) ゾーニング



ゾーニング図

(ゾーン)

憩いと文化の交流ゾーン

鴻臚館跡ゾーン

福岡城跡ゾーン

城跡イメージゾーン

(整備の考え方)

- ・水面と大規模な広場を中心に両公園の物理的・視覚的一体性を創出
- ・芸術文化機能の連携・充実
- ・鴻臚館の復元整備と迎賓や交流の場としての活用
- ・福岡城の積極的な復元整備と展示施設としての活用
- ・「お城」が感じられる空間づくり
- ・周辺の景観形成や緑化誘導

3. 整備の方針

(1) 方向性ごとの整備の方針

①空間をつなぐ方針

- ア. 両公園の有機的な連携と一体的な活用
(公園間の園路整備や見通し確保、案内板統一など)
- イ. 諸施設の移転等の推進 (舞鶴中学校、高等裁判所など)
- ウ. 防災機能向上と自然環境等への配慮 (避難地確保など)

②時をたどる方針

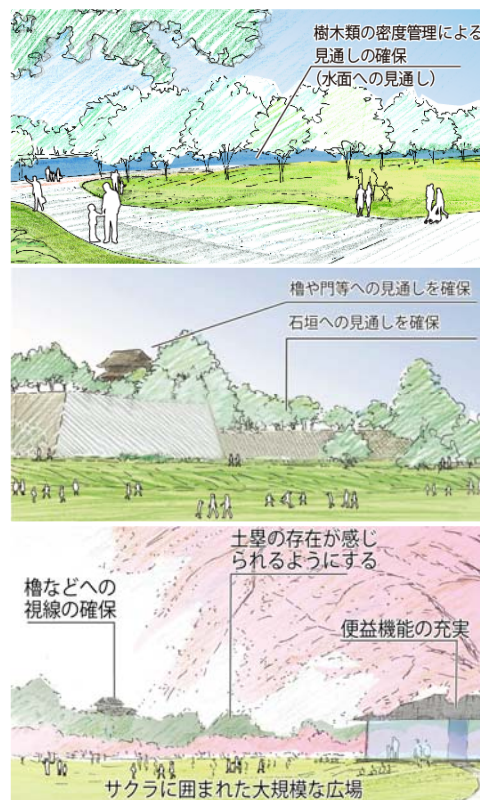
- ア. 都市の歴史の重層性が表現できる史跡の復元整備と公開・活用 (福岡城跡・鴻臚館跡)
- イ. 史跡と調和した樹木類の密度管理 (剪定・再整備など)

③にぎわいをつくる方針

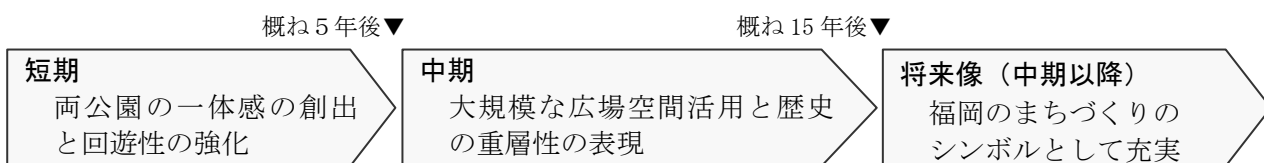
- ア. 来園者が集い憩える機能の充実
(エントランス・芸術文化施設・広場・便益施設・駐車場確保など)
- イ. 様々な演出 (利用プログラム導入、共同イベントなど)

④みんなで育てる方針

- ア. 市民・企業などの参加推進 (公園財源の確保など)
- イ. 管理運営体制の充実 (県市連絡組織の設置)
- ウ. 周辺地域と連携したまちづくりの推進 (民地緑化など)



(2) 段階的な整備の方針



(3) 構想図 (概ね15年後 [2030年頃])

